

国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程

07.04.01 最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第24条第1項の規定に基づき、国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）に勤務する就業規則第2条に定義する教職員（以下「教職員」という。）の給与に関する必要な事項を定めたものである。

2 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 教職員の給与は、基本給及び諸手当並びに賞与とする。

(基本給の適用範囲)

第3条 基本給は、職務内容その他の労働条件を考慮して決定する。

2 基本給表の種類は、国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を準用する。

3 基本給表の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職基本給表（一）の適用を受ける者 事務職員及び技術職員
- (2) 削除
- (3) 教育職基本給表（一）の適用を受ける者 教授、准教授、専任講師、助教、助手及び研究員
- (4) 教育職基本給表（二）の適用を受ける者 附属特別支援学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (5) 教育職基本給表（三）の適用を受ける者 附属学校園（附属特別支援学校を除く。）に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (6) 医療職基本給表（一）の適用を受ける者 栄養士
- (7) 医療職基本給表（二）の適用を受ける者 看護師及び保健師
- (8) 特別職基本給表の適用を受ける者 研究教育等で特に顕著な業績を有する教職員又は極めて高度な専門的知識及び資格等をもって教育研究に従事する教職員

4 第3項第1号から第8号までの基本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、給与規程第3条第4項の例に準じるものとする。

(諸手当)

第4条 諸手当は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職等手当
- (3) 地域調整手当
- (4) 広域異動手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当

- (7) 単身赴任手当
- (8) 特殊勤務手当
- (9) 時間外労働手当
- (10) 深夜労働手当
- (11) 大学院調整手当
- (12) 特別支援学校教員調整手当
- (13) 特別資格調整手当
- (14) 義務教育等教員特別勤務手当
- (15) 教職調整手当
- (16) 特別貢献手当

2 前各号に掲げる手当の定義及び支給については、給与規程第15条から第28条の2の規定を準用し支給する。ただしこの場合において、給与規程第28条の2第2項中「第31条から第33条の2まで及び第34条の2」とあるのは、「国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程第16条から第18条まで及び第21条の2」と読み替える。

(手当支給者の範囲)

第5条 前条第1項各号の手当を支給する教職員は、第3条第3項第1号から第7号に掲げる教職員（以下「任期付教職員」という。）とする。

2 教職員のうち、特別職基本給表適用教職員には、前条第1項第6号の手当を支給する。

3 教職員のうち、第9条第2項の規定により給与を日給制とした教職員（以下「指定教職員」という。）には、前条第1項第5号、第6号、第8号、第9号、第10号及び第16号に掲げる手当を支給する。

(賞与)

第6条 賞与は、期末手当及び勤勉手当とし、任期付教職員にあつては給与規程の例に準じて支給する。

2 特別職基本給表適用教職員及び指定教職員の賞与は、別に定める。

(給与の支給日)

第7条 基本給、扶養手当、管理職等手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、特別資格調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整手当は、月末までの全額を当月17日に、特殊勤務手当、時間外労働手当及び深夜労働手当は、月末までの分を翌月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日にあたるときは、支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項及び次項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

3 特別貢献手当は、6月30日に支給する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は12月10日に支給することができ、また、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日

に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(給与の支払)

第8条 給与の支払いに関し必要な事項は、給与規程第7条の規定を準用する。

(給与の形態)

第9条 教職員の給与のうち基本給及び諸手当は、月給制とする。

2 教職員のうち、学長が指定する者は、基本給は日給制とする。

3 前項に掲げる教職員の日給額の決定方法は、別に定める。

第2章 基本給の決定

(初任給)

第10条 新たに採用する教職員の初任給は、給与規程第9条の規定を準用するほか、別に定める。

(昇給)

第11条 任期付教職員の昇給に関し必要な事項は、給与規程第11条の規定を準用する。

(特別昇給)

第12条 削除

(昇給等の時期)

第13条 削除

第3章 手当

(期末手当)

第14条 任期付教職員、指定教職員及び特別職基本給表適用教職員に対し、期末手当を支給する。

2 前項に掲げる者のうち、任期付教職員にあつては、給与規程第29条の規定を準用し支給する。

3 特別職基本給表適用教職員の期末手当の支給率は、学長が別に定める。

4 指定教職員の期末手当の支給率は、学長が別に定める。

(勤勉手当)

第15条 任期付教職員、指定教職員及び特別職基本給表適用教職員に対し、勤勉手当を支給する。

2 前項に掲げる者のうち、任期付教職員にあつては、給与規程第30条の規定を準用し支給する。

3 特別職基本給表適用教職員の勤勉手当の支給率は、学長が別に定める。

4 指定教職員の勤勉手当の支給率は、学長が別に定める。

(退職者の給与)

第16条 任期付教職員が就業規則第20条により退職する場合は、退職者の給与を支給する。

2 退職者の給与は、給与規程第31条の規定を準用し支給する。

(育児休業等の給与)

第17条 教職員の育児休業等の期間中の給与は、給与規程第32条の規定を準用し支給する。

(介護休業等の給与)

第18条 教職員の介護休業等の期間中の給与は、給与規程第33条の規定を準用し支給する。

(基本給の半減)

第19条 教職員の給与の半減に関し必要な事項は、給与規程第34条の規定を準用する。

2 前項の規定は、指定教職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 教職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に関し必要な事項は、給与規程第35条の規定を準用する。

(給与の減額)

第21条 教職員の給与の減額に関し必要な事項は、給与規程第36条の規定を準用する。

(長期欠勤の給与)

第21条の2 有期雇用教職員が月の初日から末日まで全日数にわたって欠勤した場合は、基本給及び諸手当を支給しない。

(日割計算)

第22条 教職員の給与の日割計算に関し必要な事項は、給与規程第37条の規定を準用する。

2 前項の規定は、指定教職員には適用しない。

(端数計算)

第23条 給与の端数計算に関し必要な事項は、給与規程第38条の規定を準用する。

(端数の処理)

第24条 給与の端数の処理に関し必要な事項は、給与規程第39条の規定を準用する。

(年度末一時金)

第25条 指定教職員が、教職員に定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある日が引き続いて6月を超えて勤務した場合は、日給を算出する基礎となる基本給月額に100分の30を乗じて得た額の年度末一時金を支給する。

2 前項に規定するもののほか、年度末一時金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当)

第26条 任期付教職員及び特別職基本給表適用職員の退職手当については、国立大学法人静岡大学教職員退職手当規程を準用し、支給する。

(その他)

第27条 特任教員の給与の取扱いに関しては、国立大学法人静岡大学特任教員規程によるほか、必要な事項は、本規程を準用する。

2 学術研究員及び研究補佐員の給与の取扱いに関しては、国立大学法人静岡大学学術研究員等規程によるほか、必要な事項は、本規定を準用する。

3 特任職員の給与の取扱いに関しては、国立大学法人静岡大学特任職員に関する規程によるほか、必要な事項は、本規程を準用する。

4 特別研究員の給与の取扱いに関しては、国立大学法人静岡大学特別研究員規程によるほか、必要な事項は、本規程を準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(基本給表の適用に関する経過措置)

第2条 第1条に規定する教職員のうち、施行日の前日において、一般職の教職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号)第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた教職員(以下「承継教職員」という。)の施行日における第3条第2項に規定する基本給表は、行政職俸給表については一般職基本給表とし、教育職俸給表については教育職基本給表とし、医療職俸給表(二)については医療職基本給表(一)とし、医療職俸給表(三)については医療職基本給表(二)とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

(基本給月額)

第3条 前条の適用を受ける教職員の施行日における基本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該教職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる教職員については、施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎として基本給月額を決定する。

(諸手当に関する経過措置)

第4条 教職員にかかる諸手当については、施行日の前日に認定されていた届出については、施行日以降も引き続き適用を受けることとして、取り扱うこととする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(法科大学院専任実務家教員の取扱い)

2 法科大学院の、法曹資格を有する専任実務家教員の給与の取扱いに関しては、この規程による改正後の国立大学法人有期雇用教職員給与規程によるほか、当分の間、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日(以下「施行日」という。)の前日において国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程の適用を受けていた教職員の施行日における基本給月額は、静岡大学教職員給与規程を適用する教職員の基本給月額の切替細則を準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成23年1月1日から施行する。

(55歳を超える教職員に対する基本給等の減額支給)

- 2 55歳を超える教職員に対する基本給等の支給については、国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部改正する規程(平成22年12月1日改正)附則第2項から第4項までの規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き雇用されている外国人研究員に対する別表第9の適用については、なお従前の例による。
- 3 平成23年4月1日における号給の調整については、国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日改正)附則第5項及び第6項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整については、国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成24年4月1日改正)附則第2項から第4項までの規定を準用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 2 適用日前の異動者の号給の調整については、国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年12月24日改正)(以下「平成26年改正教職員給与規程」という。)附則第2項の規定を準用する。
(給与の内払)
- 3 給与の内払については、適用日前の異動者の号給の調整については、平成26年改正規程附則第3項の規定を準用する。
(平成27年1月1日における昇給に関する特例)
- 4 平成27年1月1日における昇給に関する特例については、平成26年改正教職員給与規程附則第4項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前の異動者の号給の調整については、国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年4月1日施行)(以下「平成27年改正教職員給与規程」という。)附則第2項の規定を準用する。
(基本給の切替えに伴う経過措置)
- 3 基本給の切替えに伴う経過措置については、平成27年改正教職員給与規程附則第3項及び第4項の規定を準用する。
(55歳を超える教職員に対する基本給等の減額支給)
- 4 55歳を超える教職員に対する基本給等の減額支給については、平成27年改正教職員給与規程附則第5項の規定を準用する。
(広域異動手当に関する特例)
- 5 広域異動に関する特例については、平成27年改正教職員給与規程附則第6項の規定を準用する。
(広域異動手当に関する経過措置)
- 6 広域異動手当に関する経過措置については、平成27年改正教職員給与規程附則第7項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程(以下「改正後の有期雇用教職員給与規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年4月1日施行。以下「平成27年教職員給与規程」という。)附則第3項の規定を準用して支給された基本給を含む。)は、改正後の有期雇用教職員給与規程の規定による給与(平成27年教職員給与規程附則第3項の規定を準用して支給された基本給を含む。)の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程(以下「改正後の有期雇用教職員給与規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年4月1日施行。以下「平成27年教職員給与規程」という。)附則第3項の規定を準用して支給された基本給を含む。)は、改正後の有期雇用教職員給与規程の規定による給与(平成27年教職員給与規程附則第3項の規定を準用して支給された基本給を含む。)の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
(給与の内払)
- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程(以下「改正後の有期雇用教職員給与規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大

学有期雇用教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年3月27日規程第305号。以下「平成27年教職員給与規程」という。）附則第3項の規定を準用して支給された基本給を含む。）は、改正後の有期雇用教職員給与規程の規定による給与（平成27年教職員給与規程附則第3項の規定を準用して支給された基本給を含む。）の内払とみなす。

（平成30年4月1日における号給の調整）

- 3 平成30年4月1日における号給の調整については、国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成30年2月21日規程第306号）附則第3項の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程（以下「改正後の有期雇用教職員給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の有期雇用教職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月25日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程の適用を受けていた教職員の施行日における基本給月額、令和7年4月1日における静岡大学教職員給与規程を適用する教職員の基本給月額の切替細則を準用する。